

子 産 (二)

山 岡 利 一

子産は鄭の穆公⁽¹⁾の孫で子圉の子である。子産は其の字である。清朝⁽³⁾の錢大昕は産とは生れる意、木の高いのを喬といい、生成の意であると後漢書攷異にいつている。名を喬、字を子産と言った。又僑というは後人が人旁を加えたのであろう。然し説文に拠れば、高い意がある、それと一致する。木の高大なものは美材である。故に他の字を子美と言っている。成子はその産である。國語晋語に公子の子を公孫と称するとある。故に彼を公孫僑とも言ったのである。彼の父を子圉といったところから圉僑ともいつたのである。世々鄭の東に居を構えていたことは論語憲問篇にも明記している。

清の梁玉繩の史記志疑に、子産自魯嬰八年始見于伝至昭二十年卒其行事見者四十四年……(滝川亀太郎、史記会注考証引用に拠る)がある。

さて彼の出生は何年頃か。それを明示する文献は現存しない。春秋左氏伝、魯の襄公八年に彼の父、子圉が蔡を侵した時、鄭の國人は皆欣喜雀躍したが、彼は「小圉、文徳無くして武功あり、禍これより大なるはない、楚人來り討てば、従わないでおられようか。之に

従えば、晋師必ず至らう。晋・楚、鄭を伐てば今より四五年のうち、寧日を得ないだろう。」といったので、父子圉は憤怒して、「爾何を知らう。國に大命あり、而して正卿あり、童子にして言え、將に戮せられよう。」と叱りつけたのがある。

鄭子圉子耳侵蔡獲蔡司馬公子燮鄭人皆喜唯子産不順曰小國無文徳而有武功禍莫大焉楚人來討能勿從乎從之晋師必至晋楚伐鄭自今鄭國不四五年弗得寧矣子圉怒之曰爾何知國有大命而有正卿童子言焉將為戮矣

その頃彼は童子であつたとある。童子とは果して何才か。これが決定づけられれば、自ら生年の時期も定まるであらう。

「童」の字について考証しよう。

説 文

(子) 子部 男有妾曰奴奴曰童女曰妾

右に拠れば男子の罪(「罪古字」ある者を奴といい、(奴童普通)女には妾と言つた。だがこのことから童の年齢判定は不可能である。此の項目の段玉裁注に「学記注成童十五以上」とある。(学記注とあるのは内則注の誤である。)

禮 未冠也 段注 按說文倫童之訓與後人所用正相反……今經傳僣

子字皆作童子非古也學記注成童十五以上

更に礼記に童子の語の使用されているものを列挙すると

童子哭不偯 (礼記、雜記下) 鄭注 未成人者也

童子曰聽事 (礼記、少儀) 鄭注 童子未成人

童子委摯而退 (礼記、曲礼下) 鄭注 童子委摯而退不与成人為礼也

童子不嚶 (礼記、閔喪) 鄭注 未冠

右に掲げば鄭玄の注は一貫して未成人と解釈している。

童子不衣裘裳 (礼記、曲礼上) 孔疏 童子未成人之名也

童子之節也 (礼記、玉藻) 鄭注 童子未冠之称也

孔疏 童子節也者謂童稚之子
未成人之礼節

以上の孔穎達の疏によると鄭玄注と同様、未成人の稱として年齢を決定するに到らない。「未冠」という語より「加冠」は果して何才に行われたか。究明する必要がある。

其他

点曰莫春者春服既成冠者五六人童子六七人浴乎沂風乎舞雩詠而

帰 (論語先進)

互鄉難与言童子見門人惑 (論語、述而)

國之存亡天也童子何知 (在佗成公十六年)

右の文は何れも童子は未冠者の意であることは明白である。又加冠は何才に行われたか

冠の意義

得冠者……(儀礼、士冠礼) 疏得冠者即童子二十之人也

男力二十冠而字 (礼記、曲礼上)

二十而冠 (礼記、内則)

無大夫冠礼而有其婚礼古者五十而後爵何大夫冠礼之有 (礼記郊特

牲、儀礼、士冠礼) 孔疏 二十而冠 天子諸侯子十九而冠而聽治 (荀子、大略) 楊倞注 十九而冠

先于臣下一年也、右の例に掲げれば、二十而冠の文にある様に加冠の年令は殆ど一致している。童子は未冠の者を指すことは自明である、故に通常十五才以上二十才未満ということになり、但し天子諸侯の子弟は十九才で加冠し臣下より一年早いことになる。故に襄公八年(紀元前五六五年)に子産は童子であったから、凡そ彼の出生は紀元前五八四年か五八三年頃となる。

さて子産の卒去した年は如何、それに関する二つの記録がある。その一は、左伝昭公二十年に

鄭子産有疾謂子大叔曰我死子必為政唯恐有德者能以寬服民其次莫如

猛夫火烈民望而畏之故鮮死焉水懦弱民狎而視之則多死焉故寬難疾

數月而卒

數月而卒

數月而卒

他は史記鄭世家第十二

声公五年鄭相子產卒

とある。二文には可成の時間的差異がある。史記鄭世家の子産の卒去の年を声公五年とするのと、左伝の昭公二十年（鄭、定公八年）との間に可成の距離がある（声公五年紀元前四九六年、昭公二十年紀元前五二二年、その差二十二年となる）
次に

史記、循吏列伝に「治鄭二十六年而死」とある。これを左伝に就て考察すると、

左伝、襄公十九年、鄭簡公十二年 「鄭人使子展當国子西驪政立子産為卿」

左伝、襄公三十年、鄭簡公二十三年 「子皮授子産政」

左伝、昭公二十年、鄭定公八年 「鄭子産有疾……疾数月而卒」
右の左伝の記録によると子産簡公十二年に卿と為り、同二十三年執政となつて、定公八年卒去したことは明瞭である。即ち鄭に於ける執政は二十三年の長期に亘る。前述の史記、循吏列伝のいうところと差異は殆どない。一方史記の鄭世家、声公五年（紀元前四九六年）子産卒去とあるが、左伝には簡公二十三年（紀元前五四三年）に執政になつたから、治鄭は四十八年間の長きを閲したことになる。左伝と史記との死期の差が所詮、治鄭の期間の差ともなる。凡二十余年の差となる。それは何に拠つて生じたか。定公五年には大

叔執政となる。定公九年以后に至つては執政は駟歎であり、声公五年に至るまで執政の更迭はなく、依然として駟歎である。史記は駟歎の死を誤つて子産の死とした為ではなからうか。駟歎と子産の音が近いため誤つたとも考えられる。左伝の昭公二十年以后には子産に関する記事は全く掲載されていない。あれ程、偉大な為政者であつたのだから若し生存していれば、必ずや彼子産に関する記録は見得る筈である。以上の事項より判断すれば、彼の生涯は大體六十年位となる。孔子は彼を評して「君子の道四つあり。己を行ふや恭。その上に事するや敬。その民を養ふや惠。その民を使うや義」と言ひ。又「惠人たり」（朱注子産之政不専於寬然其心則一以愛人為主故孔子以為惠人）と言つてゐる。又史記「孔子の敏事する所……鄭においては子産」とか。或時子貢が孔子に「夫子の之と与にする所以は」と問うた時、孔子は「子産の民に於けるや惠主なり、学におけるや博物たり……故に吾は之に兄事せり」と答へた。又彼の逝去に接した時、涕を流して「古の遺愛なり」と歎いた。此等に依つても、彼が立派な人物であつた事が察せられる。

さて左伝によつて彼の年表を作製すると次の通りである。

子 產 年 表

573	574	575	576	577	578	579	580	581	582	583	西元前
一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	九	成公 八	魯
二三	二二	二〇	九	八	七	六	五	四	三	成公 二	鄭
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	(鄭伯 倫)	執政
										子產出生？(推定)	

561	562	563	564	565	566	567	568	569	570	571	572
二二	二一	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	元公
五	四	三	二	簡公 元	五	四	三	二	僖公 元	一四	一三
〃	〃	子 孔	〃	子 翬	〃	〃	〃	〃	〃	子 罕	〃
		子產聞盜：戶而攻盜於北宮……子孔當國、為載書以位序聽政辟大夫諸司門子弗煩將誅之子產止之請為之焚書		鄭子國子耳似蔡鄭人皆喜唯子產不順……鄭國不四五年弗得寧矣							

549	550	551	552	553	554	555	556	557	558	559	560
二四	二三	二二	二一	二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三
一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六
"	"	"	"	"	子 孔 展	"	"	"	"	"	"
鄭伯如晉子產來書於子西以告宣子曰子為晉國西鄰諸侯不聞令德而聞重幣夫令名德之興也德國家之基也有基無壞……宣子說乃登幣		晉人徵朝于鄭鄭人使少正公孫僂對			子孔之為政也專國人患之……子孔當罪……甲辰子展子西率國人伐之殺子孔鄭人使子展當國子西驂政立子產為卿						

539	540	541	542	543	544	545	546	547	548
三	二	元 昭公	三一	三〇	二九	二八	二七	二六	二五
二七	二六	二五	二四	二三	二二	二一	二〇	一九	一八
"	"	"	子 產	子子伯 產皮有	伯 有	"	"	"	"
鄭伯如楚子產相楚子享之賦吉日既享子產乃具田備王以田江南之夢	鄭公孫黑將作亂欲去游氏而代其位……子產乘遽而至使吏數之	公子開聘于鄭且娶於公孫段氏將入館鄭人惡之使行人子羽與之言將以乘逆子產患之使子羽辭鄭伯盟于公孫段氏公孫僑盟于闔門之外夷蕪隨晉侯有疾鄭伯使公孫僑如晉聘且問疾	子產相鄭伯以如晉、鄭人游于鄉校以論執政然明謂子產曰毀鄉校如何子產曰何為子皮欲使尹何為邑子產曰少未知可否……不可	子產相鄭伯以如晉、六月鄭子產如陳准盟婦復命、伯有死於羊肆子產葬諸斗域子駟氏欲攻子產、子皮授子產政從政一年與人誦之	吳公子札來聘見子產如旧相識與之縞帶子產獻紵衣為綢子產曰鄭之執政侈難將至矣政必及子為政慎之以札不然鄭國將敗鄭伯有公孫黑如楚裨諶曰善之代不善天命也其為辟子產	八月大冢早也蔡侯婦自晉入于鄭鄭伯享之不敬子產曰蔡侯其不免乎……九月鄭游吉如晉告將朝于楚以從宋之盟子產相鄭伯以如楚齊小不為壇	賦 隰桑	鄭伯享趙孟于垂隴趙孟曰七子從君以龍武也請皆賦以卒君既……子產	六月鄭子展子產帥車七百乘以伐陳、子產獻捷于晉……子產始知然明問為政焉……子大叔問政於子產子產曰政如農功日夜思之

528	529	530	531	532	533	534	535	536	537	538		
一四	二三	一二	一一	一〇	九	八	七	六	五	四		
二	定公元	三六	三五	三四	三三	三二	三一	三〇	二九	二八		
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"		
	合諸侯于平丘子產子大叔相鄭伯以會子產以偃幕九張行。子產婦未至聞子皮卒哭且曰吾已無為為善矣唯夫子知我	三月鄭簡公卒將為葬除及游氏之剛將毀焉子大叔使其除徒執用以立而無庸毀曰子產過女而問何故不毀乃曰不忍毀廟也諸將毀矣	鄭子皮將行子產曰行不遠不能救蔡也	鄭子皮將以幣行子產曰衰焉用幣				鄭子產聘于晉晉侯有疾韓宣子逆客私焉曰寡君寢疾於今三月無幾今夢黃熊入于寢門。子產為豐廬鄆州田於韓宣子。子產立公孫也及良止以撫之乃止。及子產適晉趙武子問焉曰伯有猶能為鬼乎子產曰能	從鄭伯以勞諸相鄭三卿皆知其將為王也	鄭人鈔刑書叔向使貽子產書。楚公子棄侯如晉報韓子也過鄭公孫僑	子產相鄭伯會晉侯于邢丘	楚子問於子產曰晉其許我諸侯乎對曰許君晉君少安不在諸侯。鄭子產作丘賦國人謗之曰其父死於路已為蠶尾以令於國將若之何子寬以告子產子產曰何害苟利社稷死生以之

522	523	524	525	526	527
二〇	一九	一八	一七	一六	一五
八	七	六	五	四	三
子太叔	〃	〃	〃	〃	〃
子產聞為門者庀群司閉府庫慎閑藏完守備成列而後出兵車十七乘戶而攻盜於北宮子蟻帥國人助之殺尉止子師僕盜衆尽死（左伝襄公十年）	子產有疾謂子大叔曰我死子必為政唯以德者能以寬服民其次莫如猛夫火烈民望而畏之故鮮死焉水懦弱民狎而侮之則多死焉故寬難疾數月而卒	鄭大水范闕于時門之外洧淵國人請為繫焉子產弗許	宋衛陳鄭也數日皆來告火裨竈曰不用吾言鄭又得火子產曰天道遠人道邇非所及也何以知之：不與亦不復火、七月鄭子產為火故大為社用瓊瑋玉瓊鄭必不火子產弗與	冬有星孛于大辰西及漢・鄭裨竈言於子產曰宋衛陳鄭將同日火若我用瓊瑋玉瓊鄭必不火子產弗與	晉韓起聘于鄭伯享之子產戒曰苟有位於朝無有不共恪孔張後至：國而無孔何以求榮孔張失位吾子之恥也子產怒曰：子寧以他規我宣子有環其一在鄭商宣子謂諸鄭伯子產弗與・宣子曰二三君子請皆賦：子產賦鄭之羔裘

魯の襄公八年に彼の父、子圉が蔡と戦つて戦勝に酔う鄭國の主腦部を戒告した事件、襄公十年に五族の所有田に因を免し内亂が勃発して彼の父は殺された。

子圉為田洳司氏堵氏侯氏子師氏皆喪田焉故五族聚群不逞之人因公子之徒以作亂於是子圉當子圉為司馬子耳為司空子孔為司徒冬十月戊辰尉止司臣晉堵父子師僕帥賊以入晨攻執政于西宮之朝殺子圉子圉子耳却鄭伯以如北宮（左伝襄公十年）

その時彼は処置宜しきを得て叛賊を平げた。

子產聞為門者庀群司閉府庫慎閑藏完守備成列而後出兵車十七乘戶而攻盜於北宮子蟻帥國人助之殺尉止子師僕盜衆尽死（左伝襄公十年）

その後子孔という大夫專政を行わうとし、諸大夫が激怒した時、子產は「衆の怒は犯し難い、専欲は成り難い、……衆を犯せば禍を興そう」と言つて止めた。

子産曰衆怒難犯專欲難成合二難以安國危之道也不如焚書以安衆子得所欲衆亦得安不可乎專欲無成犯衆與禍子必從之（左伝襄公十年）

此等より推測すると、彼は年少にして既に立派な人格と聡明さを持っていたことは明かである。然かも子孔は彼の諫を聴かずに、その後も專政を行っていた為、國人の怨を買ひ襄公十九年に子西等に殺され、

子孔之為政也專國人患之乃討西宮之難与純門之師子孔当罪以其甲及子革子良氏之甲守甲辰子展子西率國人伐之殺子孔（左伝襄公十年）

その後には彼は卿に任ぜられた。

鄭人使子展当国子西聽政立子産為卿（左伝襄公十九年）

然し此の時には彼は子展子西良宵の次に位していた。

賜子産次路再命之服先六邑子産辭邑曰自上以下降殺以兩礼也臣之位在西（襄公二十六年）

杜注 箋曰十五年鄭人以子西伯有子産之故納賂于宋是伯有在子西之下也十九年子展当国聽政是子西次子展故此注以子西

為二良宵為三

彼は卿に任ぜられて以来、多難な国交を巧妙に処置して鄭国を安きに置いた。嘗て子大叔が彼に政を問うた時、彼は「政というものは農事と同じだ。日夜之を思い、怠らずに行い、且つ、よく考えて後

に行い、決して道にはずれてはいけない。そうすれば、過誤が少ないであろう」と教えている。

子産曰政如農功日夜思之思其始而成其終朝夕而行之行無越思如農之有畔其過鮮矣（左伝襄公二十五年）

又嘗て鄭の簡公が彼の戦功を賞して六つの邑を与えようとした時、彼はその賞の己の地位に過ぎて礼に叛いている事を以て辞退した。だが簡公が聴き入れないので、その半分を買った。之を見た行人子羽は「子産は礼讓宜しきに適っているから、將來必ず国政を掌るようになろう」と言った。

鄭伯賞入陳之功三月甲寅朔享子展賜之先路三命之服先八邑賜子産次路再命之服先六邑子産辭邑曰自上以下降殺以兩礼也臣之位在西

且子展之功也臣不敢及賞礼謂辭邑公固予之乃受三邑……公孫揮

曰子産其將知政矣讓不失礼（左伝襄公二十六年）

又魯の襄公二十九年に呉の君子季札が鄭に行き彼に会って「鄭の執政は侈っている故に、国政はやがて貴殿の手に帰するであろう。」と言っている。其の年に又、鄭の神馮が第三番目の大夫なる伯有の無道を見て「善が不善に代るのは天命である。政治は子産の手に帰するであろう。位の順序を以て政を掌るものなら、彼は未だその順にはならないが、国民の信望に依つて政をやるなら、当然彼にその番が来るのである。天も彼に政を与えようとして、彼の上位に在る伯有をして精神を狂わせたのだ。故に今の次卿の子西が死んだら、

必ず之に代るだろう。天は永い間、鄭に禍したが、子産に之を鎮めさせたら、必ず困難も平定するだろう。彼が政を掌らねば、我が鄭は亡びよう。」と言っている。

季子嗣子産曰鄭之執政侈難將至矣政必及于子為政慎之以礼不然鄭國將敗……裨諰曰善之代不善天命也其焉辟子産卒不踰等則位班也扱善而卒則也降也天又除之奪伯有魂子西即世將焉之天禍鄭久矣其必使子産息之乃猶可以戾不然將亡也矣（左伝襄公二十九年）

又伯有はその暴なる故を以て子西の兄弟の子皙に追われた。当時、上卿であった子皮（子皮の子孫）の祖父、次卿の子西の父（子西の父及び公孫段の父）は同一母から出た者であり、子産の父と伯有の祖父とは同じ穆公の子でも、前の三者とは別の母から生れた者で、当時前三者が互に助け合っていて、その勢が強力であった。且つ伯有が追われた直接の原因は子皙に無理なことを命じた事に在る。それで伯有が追われた時、或る人が子産を批評して、彼は直なる子皙に味方し、勢の強い三家を助けた」と言った。

此の語から察するに或は子産の父と伯有の祖父は同母兄弟かも知れない。

之を聞いた子産は「何で彼等の味方をしようぞ。彼の三家が真に直であり、又強かったならば伯有の此の度の乱など起る筈がない。何れも五十歩百歩の者で与するに足りない者ばかりだ。故に自分は姑く自分の思う所を行わう」と言った。

鄭伯有者酒為窟室而夜飲酒擊鐘焉朝至未已……平駟豊同生伯有汰侈故不免人謂子産就直助輓子産曰豈為我徒國之禍難誰知所敵或主顯直難乃不生姑成吾所（左伝襄公三十年）

彼は子皮等の開いた善後処置の会議に出席せずに國を去ろうとした。併し子皮が「礼を守る人格者を去らせてはならぬ」と自ら行って止めたので思い止った。子西の子駟帯が國人を率いて伯有を伐ち、皆が彼にも之に参加するようと言ったが、彼は「同じ一族でありながら互に相伐つ者には与みせない」とて断り、伯有が殺されると彼は之を股に枕させて哭し、遂に葬つてやった。之を見た駟帯は怒って彼を攻めようとしたが、子皮が怒って「礼は國の根幹である。彼のような有礼者を殺すことは最も大なる國禍である」と言つて果さなかつた。

子産傲伯有氏死者而殯之不及謀而遂行印段從之子皮止之衆曰人不我順何止焉子皮曰夫子礼於死者況生乎遂自止之……駟帶率國人以伐之皆召子産子産曰兄弟而及此吾從天所与伯有死於羊肆子産榧之枕之股而哭之斂而殯諸伯有之臣在市側者既而葬諸斗城子駟氏欲攻子産子皮怒之曰礼國之幹也殺有礼禍莫大焉乃止（左伝襄公三十一年）

斯くして子皮は彼の人格に敬服して上卿として國政を掌る権を彼に譲ろうとした。彼は「我が國は小であつて、大國の近くに在り之を善処する事は困難である。又公族（彼等）の勢が大きくて、手の附

けようが無い。私にはとてもやれない」と断つた。併し子皮が「私が皆を率いて君に仕えたら大丈夫だろう」と言つたので彼は之を承諾した。彼は鋭意国政に従つた。

鄭子皮授子産政辭曰国小而偏族大寵多不可為也子皮曰虎帥以聽誰敢犯子子善相之國無小不能事大國乃寘子産為政在佐襄公三十年その彈力ある統治の一つを紹介しよう。伯石（公孫段）に命じたいことがあつたので、その心を收攬するために領地を与えようとした。子大叔は「鄭の國は私達が皆一様に仕えている國であるから伯石独り特別に与えられることはない。」それでは上位の權威が上の人にならないことになる。子産は「人には欲心のないものはない。其の欲を遂げようとして其の職に勤めている。為政者は之を利用して成功を督責して往けば成功の權は上の人にあつて、下の人にはない。どうして領地を惜しみましようか、与えても他國の領地にはならない」と。彼の政治は合理に立つていると言われる所以が此処にある。又他面、人間の機微をよく把握しているとも言われる。

有事伯石賂与之邑子大叔曰國皆其國也奚獨賂焉子産曰無欲災難皆得其欲以從其事而要其成非我有成其在人乎何愛於邑巨將焉往（左傳襄公三十年）

彼は国政に當つて一年後、人々が「我が衣冠を取りて之を繕せしめ、

（子産が奢侈を禁じた為人民は贅沢物を没収せられる事を恐れ、

美しい衣冠を蔵した。之は結局彼がそうさせたのである。）

我が田疇を取つて之を伍にする。（五人組の様な制度を設けたのである。）孰か子産を殺す。吾は之（子産を殺す者）を与けよう」と歌つて彼を怨んだ。それは彼の政治のやり方が、今迄の乱れたやり方と違ふ故、今迄に慣れた國民は反つて之を好まなかつた為である。併し三年目位には國人も彼の政を讃えて、「我に子弟あり子産之を誨う。我に田疇あり、子産之を殖した。子産にして死なば、誰がそれを嗣ごう」と歌い彼の長命を願うようになった。

從政一年與人誦之曰取我衣冠而褚之取我田疇而伍之孰殺子産吾其与之及三年又誦之曰我有子産誨之我有田疇子産殖之子産而死誰其嗣之（左傳襄公三十年）

子産の民意反映を重要視した一例に、鄭の人々が郷校に集つては子産の政事の批評をしていた。然明が彼に「あれでは君の為にならぬから郷校を毀したらどうだ」というと彼は「その必要はない彼等が善とする所に従い悪とする所は改めねばならぬ。彼等は我が師である。何で毀たれようか。且つ吾輩は忠告を為して人の怨を滅ずるとは聞いていたが、威光を以て人の怨を防ぐとは聞いた事が無い。威光を以てすれば怨言は忽ち止むだろう。然しその怨心までも止める事は出来ぬ。譬えてみれば、河の流れを防止するようなものだ。河の小決潰にも似た今の程度の怨なら、防いで之をよい方に導く事が出来るし、又吾輩にとつては粟になる。けれど威光を以て時々的小決

潰を無理に防止した為、今度大決潰したらその時こそは防ぐ方法がない。そして又小決潰を無理に防げば、その大決潰は必ず来るに定まっている」と答えた。孔子が此の事を伝え聞いて「是に依つて彼を觀るに、人が子産は不仁者だと言つても吾輩はそれと信じない」と言つた言ふ。

鄭人游于鄉校以論執政然明謂子産曰毀鄉校如何子産曰何為夫人朝夕退而游焉以議執政之善否其所善者吾則行之其所惡者吾則改之是吾師也若之何毀之我聞忠善以損怨不聞作威以防怨豈不遽止然猶防川大決所犯傷人必多吾不克救也不如小決使道不如吾聞而塞之也……仲尼聞是語也曰以是觀之人謂子産不仁吾不信也（左伝襄公三十一年）

然し彼の政事について全幅的に賛同する者ばかりでなく孟子は次のように批判している。子産は寒中に人が深水涸水を徒歩で渡つているを見て不憫に思つて、自分の乗物に之を載せて渡してやった。當時一般の人民は其の恩恵に感じて之を称讃した。孟子之を批評していうに、子産の行為は私思小利で為政者として暗いといわねばならぬと言つている。

子産睦鄰國之政以其乘輿濟人於深水孟子曰惠而不知為政……君子平其政行辟人可也焉得人人而濟之故為政者每人而悅之日亦不足矣（孟子・離婁下）

或時子産はその臣の尹何というものをして其の私邑の大夫にしよう

として子産に相談した。子産は一年が若いから、よいかどうか分らない「子産は「謹善の者だから私は彼を愛している。彼は私の期待を裏切らない。邑の大夫として赴任して実地に政事を練習させたら彼は益々治道を弁えるだろう」といった。子産は「學問が出来上つてから政事に入ることは聞いてはいるが、政事を練習することを聞いたことはない。之を本當に実施したら必ず弊害が生ずるだろう」と対えた。子産は「成程私は不行届きでした。君子は遠大なことを知り小人は卑近なことしか知らない。実に私は小人である」と言つた。政事の重大性をよく察知しその実施に當つて慎重であるべきことを忌憚なく具陳している点は尙に敬服に値する。

子産欲使尹何為邑子産曰少未知可否子産曰以吾愛之不吾叛也使夫往而學焉夫亦愈知治矣……僂聞學而後入政未聞以政學者也若果行此必有所害……子産曰善哉虎不敏吾聞君子務知大者遠者小人務知小者近者」（左伝襄公三十一年）

彼は又信念の人でもある。自ら信じて縮ければ千万人と雖も吾往かんの気魄を持つて所信に邁進したのである。彼は丘賦を制定したが、國人は之を謗つて「彼の父が尉氏の為、殺され、彼自らは賦を重くして百姓を荼毒しようとした。藁の尾に毒あるように人民に被害を与え、此のような令を出せば、國中の人は堪えられないだろう」という批判を聞知した大夫子寛は子産にこのことを報告した。子産は何の憚ることがあろうか。社稷に利益を齎らすことならば、

死生をも顧慮しない。愚民の謗言の如きは憂慮するには及ばないし法規は変えることはできない。詩經に「若し礼儀に叶った事ならば衆人の謗言を憂慮するには足りない。私は決して廢棄しない」と言っている。

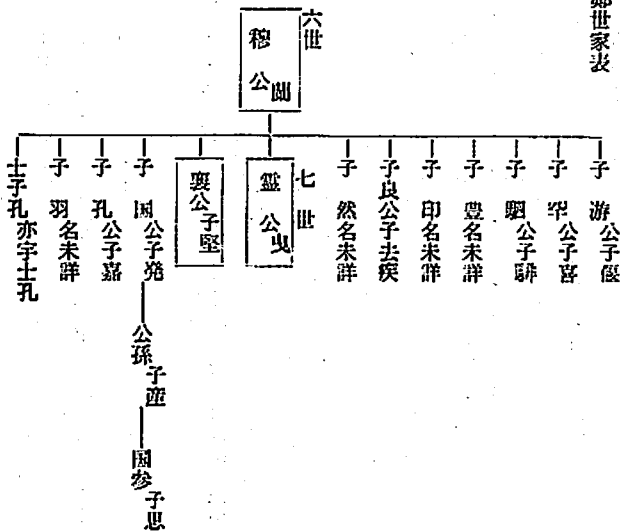
子産作丘賦國人謗之曰其父死於路己為蕪尾以令於國將若之何子寬以告子産子産曰何害苟利社稷死生以之其吾聞為善者不改其度故能有濟也民不可過度不可改時曰礼義不愆何恤於人言(左伝昭公四年)又、刑罪を用いる政治は下の下である。徳治主義こそ政治道の窮極の理念であるとの叔向の忠告に対して至極御尤の御説である某は不才にして子孫の事まで憂うる余裕はない唯現今の鄭國は公族修汰獄を断ずること公平を欠き、軽重の正を失している状態を如何に救うかが問題である。被子産こそ愛國に徹した為政者というべきである。

三月鄭人錡刑書叔向使貽子産書曰始吾有欲於子今則已矣昔先王臨事以制不為刑辟懼民之有争、心也猶不可禁禦是故閑之以義……今吾子相鄭國作封疆立踴政制參辟刑書將以靖民不亦難乎時曰儀式刑文王之徳日靖四方……如是何辟之有民知争端矣將弁礼而徵於書雖刀之未將尽争之乱獄滋豐賄賂並行終子之世鄭其敗乎朕聞之國將亡必多制其此之謂乎復書曰若吾子之言僞不才不能及子孫吾以救世也

(左伝昭公六年)

つゝ

(1)注 鄭世家表



- (2) 産者生也木高曰喬有生長之義(錢大昕後漢書攷異)
- (3) 子産鄭穆公之孫子國之子故称公孫(國語晉語章昭注)
- (4) 子曰為命裨闕章創之世叔討論之行人子羽修飾之東里子産潤色之(論語憲問篇)
- (5) 孔子嘗過鄭与子産如兄弟云……按此事甚為可疑致左伝子産始見

於襄之八年其時父子國呼之爲童子則尚未冠也卒於昭之二十年首

尾凡得四十四年計其卒時年六十余矣（諸史瑣言卷二、史記二）

(6) 子謂子產有君子之道四焉其行之也恭其事上也敬其養民也惠其使民也義（論語公冶長篇）

(7) 或問子產子曰惠人也問子西曰彼哉彼哉（論語憲問篇）

(8) 孔子之所嚴事於周則老子於衛遽伯玉於齊晏平仲於楚老萊子於鄭

子產（史記仲尼弟子列傳）

(9) 子貢問於孔子曰：夫子之於子產晏子可謂至矣敢問二大夫之所爲

目夫子之所以與之者孔子曰：夫子產於民爲惠主於學爲博物；故

吾皆兄事之而加恭敬（孔子家語弁政篇）

(10) 及子產卒仲尼聞之出涕曰古之遺愛也（左伝昭公二十年）

(11) 子大叔……鄭大夫。姓は游、名は吉。世叔はその字である。

左伝には字を大叔又は子大叔と記しているが、之については清の翟翽集註等は「太子」を「世子」と言う如く、世を大とは通の翟翽考証

ずると言っている。晋の杜預注は彼は游版鄭穆公一公子游一

の弟であるとしているが、清の劉宝楠論語正義は游版の子だとい

う。左伝襄廿二年に游版が死んだ時、時の上卿の子展が「子良

を廢して大叔を立てた」とあるのによれば游版の弟とみる方が

正しい。当然游版を嗣ぐべき者、即ち嗣子であった子良を廢し

たと思われからである。鄭で諸侯に應對する辞命をつくる

時、その辞命の可否を検討した人である。左伝 襄卅一年

(12) 行人子羽……公孫揮。行人は官名、子羽は字、系図は分らず。

左伝によれば、子産や世叔よりも一段低い地位にいたようである。行人の官は周礼秋官の大行人・小行人から推すに、宗廟会

同の礼儀、時聘会同の事を掌るものである。故に後漢の馬融論語集解「使を掌る官」と註している。彼が諸國の大夫の接待役

をやったことが見えている。左伝襄卅一年 昭元年 彼の名は左伝には

襄公廿四年 鄭の簡公十七年、子産から昭公十六年 鄭の定公四年

が卿となつて後六年目 子産の卒する

五年 までの間に散見している。「論語憲問に命を爲るに……行

人子羽之を修飾し……」とあるによれば文辭に巧な者の様であ

(13) 裨澁……左伝に裨澁、或は「卑澁」正平本論語 南宋本論語後漢書注引風俗

通 或は「卑澁」漢書古 今人表に作っている。清の翟翽攷異は「裨」は

「卑」に正しく、「澁」は「堪」と通用し、正しくは「堪」は

作るべきだと言っている。江声論語は澁は字で、その名を澁と

いうといっている。それは左伝に殆ど同時に「裨澁」襄廿九

という名と「裨澁」襄廿八・卅昭九年という名とが見えている

事に依拠しての立説である。竹添井々論語 會箋は卑澁と裨澁との二

人を載せている。左伝には前者は善く謀る者とし、後者は天道

を言っている故、両者は別人であるとしている。何れが正しい

か決し兼ねる。予言的な存在である而も天文を見て所謂星占

をする人であったようだ。